

## 林業土木工事標準仕様書（その1）令和5年度臨時改定の概要

改正理由：資源有効利用促進法省令の一部改正に合わせた臨時の改定

改定図書：新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）

摘要日：令和5年8月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う工事から適用

改正内容：「1 共通編 1 総則 1 総則 21 建設副産物」の項のみの改正

- ・元請業者は事前に当該工事の建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるかなどを確認すること。
- ・元請業者は建設発生土の搬出先に受領書の交付を求めることなどを明記した。

その他：令和5年4月1日版から修正となる頁は、表紙、目次、本文10頁のみ。

### 【参考】

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、「盛土等規制法」が制定され、これに併せて建設発生土の適正な管理を強化するために、次の法令が改正されました。

◇資材の有効な利用の促進に関する法律・施行令（資源有効利用促進法）

（施行：令和5年1月1日）

◇建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令【再生資源省令】

（施行：令和5年1月1日、令和5年5月26日（第2段））

◇建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令【指定副産物省令】

（施行：令和5年1月1日、令和5年5月26日）

※一定規模以上の資材搬入または副産物搬出を行う工事では、再生資源省令または指定副産物省令に基づき、計画の作成と計画の公衆への掲示が義務付けられています。